

平成19年4月 定例教育委員会 会議録

平成19年度塩尻市教育委員会4月定例会が、平成19年4月27日、午後1時30分、塩尻総合文化センターに招集された。

会 議 日 程

- 1 開 会
- 2 前回会議録の承認
- 3 教育長報告
 - 報告第1号 5月の行事予定等について
 - 報告第2号 後援・共催について
 - 報告第3号 人権擁護委員の推薦について
 - 報告第4号 平成18年度高等学校入学者選抜試験結果について
 - 報告第5号 全国学力・学習状況調査について
 - 報告第6号 平成19年度教育委員会事業部目標について
 - 報告第7号 地域児童見守りシステムモデル事業について
- 4 議事
 - 議事第1号 平成19年度教育委員会基本方針(案)について
 - 議事第2号 中間教室の充実について
- 5 その他
 - その他第1号 塩尻市児童館運営委員会委員の推薦について
 - その他第2号 こんにちは教育委員会について
- 6 閉 会

出席委員

委員長	百 瀬 哲 夫	委員長職務代理者	丸 山 典 子
委員	岡 本 た ま	委員	村 田 茂 之
教育長	藤 村 徹		

説明のため出席した者

こども教育部長	赤 羽 修	こども教育部次長	樋 口 千 代 子
教育総務課長	加 藤 廣	こども課長	小 島 賢 司
生涯学習部長	丸 山 保	生涯学習部次長	神 戸 保
社会教育課長	白 木 進	短歌館館長	小 澤 潔
平出博物館長	小 林 康 男	図書館長	内 野 安 彦
男女共同参画課長	山 田 昭 文	人権推進室長	青 木 弘 貴

事務局出席者

教育総務課長補佐	横 山 雅 典	学校支援係長	羽 多 野 紀 子
教育企画係長	青 木 実		

1 開会

百瀬委員長 それでは、定刻になりましたので4月定例教育委員会をただいまから始めたいと思います。よろしくお願いいたします。

2 前回会議録の署名

百瀬委員長 それでは次第にしたがいまして2番、前回会議録の承認に入りたいと思います。事務局からお願いします。

青木係長 それでは、会議録の作成でございますが、2月定例会の分と3月定例会の分について、ご確認いただいていると思いますので、会議の終了後に署名をお願いしたいと思います。

百瀬委員長 そうということであります。皆さんよろしくお願いいたします。それでは、会議の終了後に署名をお願いしたいと思います。

3 教育長報告

百瀬委員長 次、第3番、教育長報告に入ります。はじめに教育長から総括的な報告をお願いいたします。

藤村教育長 ご苦労様でございます。新年度始まりまして、学校の方もいろいろな行事がだんだん進みまして、連休を迎えるというところへ来ているわけですが、そんな中で今年は異常気象というようなところで、4月新学期に入りまして、インフルエンザあるいは風邪というような子どもたちが多く出まして、学校によっては少し始業を遅らせるとか、あるいは、早退させるというような対応をしたところもあるわけです。昨日、養護教育部会がありまして、そこでもそんな話が出たわけですが、3校くらいでそんな状況があったという報告がございました。今は、若干風邪をひいている子どもがいるようですが、まあ影響はないという状況になってきております。そんな報告がありました。

その他、小学校では修学旅行、あるいは家庭訪問等、中学校も家庭訪問等がほぼ終わりました。連休に入るという状況であります。

少し心に残ったことですが、実は少し前になりますが、朝テレビのニュース等をじっくり見られないわけですが、こんな声が耳に入ってきましたので、少し関心を持って見たわけです。今後アメリカの野球が変わるのではないかというニュースが耳に入ってきました。今後、アメリカの大リーグ、野球が変わるとは一体どういうことかと少し興味を持ったものですから、画面の方を見ていましたら、そういう発言をしたのが、アメリカの有名なスポーツ紙の記者である。その記者が、日本のプロの選手が大リーグへ渡って今年もう10人ぐらいになった。それぞれの選手が皆活躍をしている。そういうところを見て、この記者はその裏には何かあるのではないかというふうなことを感じたらしくて、その記者は早速日本に来て、日本のプロ野球の練習の様子を視察をして回ったということなのです。視察をして分かったことは、結局日本のプロ野球の練習方法。これはランニングをすとか、あるいは素振りをするという基本的なことを繰り返し、繰り返し、そういうところに重点を置いて練習をしているという、そういうことが分かった。そういうことを聞いて思い出したのは王選手ですが、宿舎へ帰ったら素振りをして畳を何枚も替えたというようなこと。あるいは、桑田投手がランニングをするために、練習場の芝のところまで道ができたという。これも有名な話なのですけれど。そういうふうに、やはり、日本のプロの練習というのは、基本的なことを繰り返し、繰り返しやる。しかも、素振りもただバットを振り回すだけではなく、1回1回本当に小さな改善点を繰り返し、繰り返しやってみる。そういう積み重ねが、ああいうしっかりした土

台ができて、そのしっかりした土台ができるために活躍ができるという。その記者は日本の練習風景を見て、そういうことを理解したということです。で、最初の今後アメリカの野球も変わるのではないかとというのは、そういう練習方法を含めてアメリカも変わるのではないかとのご発言があったと思うのです。やはり、何でもそうだと思いますが、本当に当たり前のことを当たり前に積み重ねていくということで、日々の積み重ねが結局最後には花開くといえますか、花を咲かせるのではないかと。そんなことを日本のプロ野球の練習方法をアメリカ人が見て感じたということで、ああそうかな、と少し心に残ったということでありませう。

それでは、報告ということで1点だけお話をさせていただきたいと思ひます。全国学力・学習状況調査、これが24日に行われまひました。塩尻市でも特に問題がなく終了することができました。この調査の日が近づく中で、それぞれいろいろな疑問点とか、問題点等が出されまひて、市としても教育センター、それから事務局の方で協力をしながら、テストが滞りなく行われるようにということで、緊急事態に備えるということを中心にマニュアルを作って、各学校に徹底的に指導を行っただということ、その資料が今日の中に挟まっていますので、また後で若干話があるかと思ひますけれど、そんな意味で、今日、資料をつけさせていただきまひました。どのように行われたかという、その内容はまた後でお話をさせていただけるものと思ひます。

近づく中で、ひとつ大きく疑問にされてきたのは、個人情報に関わる問題であります。たとえば中学校の場合は、最初から解答用紙に番号ということで、番号ならば、採点等の事務を民間の会社に委託するわけですが、番号ならば個人情報漏れるという心配はないだろうと。ただ、小学校の場合は、氏名を書かせるということで、個人情報の流出ということでは非常に問題があるのではないかと。全国各市町村から小学校も番号にしたいというようなそういう要望が出てきたわけですが、記名、名前を書くことを番号に変えるということについては、たとえば市町村の個人情報の審議会のようなところで、そういうことが申し入れがあったとか、あるいは、今まで行われたそういうテストのときに、番号ですつとやってきたとか、そういう条件がないと番号には変えられないというような中で、番号ということで県の方にも問い合わせたり、相談をしたのですが、市としては結局は、名前を書くという形で行われたわけですが、全国では25パーセントの学校が、小学校の場合、番号制、番号の方式で実施したということです。長野県はすべて、いや、千曲市が番号だったかな。それ以外はほとんどが氏名を書くという記名式で行われたということで、プライバシーの保護という点では、やや課題が残ったのではないかと。一応市としては滞りなく終わったということです。あとは、結果の公表についての課題があるわけですが、これについては先日の教育事務所と市町村教委の連絡会の折にも、最終的には公表については市町村教委あるいは学校の判断というようなことになっているわけですが、各市町村、学校の判断に任せるといろいろな問題も出てくるのではないかと。少なくとも教育事務所単位ごとくらいではしっかり基準を決めたほうが良いのではないかと。県の方に申し入れをしてありますので、そんな結果を見ながら、市としてもどんな公表をしていったら良いかということが、これからの課題かなというふうにお考へしております。そんなところですが、

後は担当のほうでご報告を申し上げたいと思ひます。

百瀬委員長 ありがとうございます。全国学力調査の件は、報告の第5号にもございますので、それを受けてまた意見がありましたら、お聞きしたいと思います。それでは報告第1号、

5月の行事予定等について事務局からお願いいたします。

報告第1号、5月の行事予定等について

樋口次長 <資料に基づき説明>

- ・ 1日(火)市町村教育委員会全体会、7日(月)市P連第1回定期委員会、9日～11日市議会臨時会、16日(水)校長・教頭歓送迎会、23日(水)定例教育委員会、31日(木)～市議会定例会

百瀬委員長 はい。生涯学習部関係。

神戸次長 <資料に基づき説明>

- ・ 13日(日)アルプス展望ロードレース、20日(日)小中学校陸上競技記録会、27日(日)平出遺跡まつり、22日(火)～27日(日)博物館週間として市内10館を無料開放、27日(日)博物館めぐり

百瀬委員長 ありがとうございます。質疑等ございますか。よろしいですか。

それでは定例教委は23日ということでございます。それでは、報告第2号、後援・共催について、特に説明することがございましたら。後は記載事項のとおりという形でお願いいたします。こども教育部関係から

報告第2号、後援・共催について

加藤課長 <資料に基づき説明>

- ・ ほとんどが、毎年恒例のものであるが、5番と7番が新規である。
- ・ 5番は、日本国憲法の関係であるが、思想的なものでない。
- ・ 7番は、学校法人の実施で、不登校の子どもたちに寄与するものと認められる。

神戸次長 <資料に基づき説明>

- ・ 3、4ページは、格段説明することはない。
- ・ 資料にはないが、スポーツの関係で、5月の連休4、5日に、中学生のバスケットボール交歓会を行いたいという後援依頼が昨日あったので、許可した。

百瀬委員長 はい、ありがとうございます。質疑等ございましたらお願いいたします。よろしいですか。なければ次へ進みます。

報告第3号、人権擁護委員の推薦について。お願いいたします。

報告第3号 人権擁護委員の推薦について

青木室長 <資料に基づき説明>

- ・ 3月定例市議会で2人が再任(2期目)の承認を得た。
- ・ 現在、10地区で11人であるが、合併前から2人である檜川地区の柴田委員が、この8月末で任期が切れ、再任しないため、各地区1人体制になる。

百瀬委員長 よろしいですか。はい、どうぞ。

丸山代理 人権擁護委員の名簿を拝見しますと、担当地域というのがありますが、丘中学校がどこにも入っていないのですが、これは、学校担当ということでそれぞれ割り振りをしてあるのではないですか。

青木室長 学校担当になっています。

百瀬委員長 丘中がないということですね。

丸山代理 はい。

青木室長 丘中は今井さん。一番上の今井さんが担当になります。

百瀬委員長 片丘小と丘中と両方担当ということでもいいですか。

青木室長 そうです。

百瀬委員長 それでは、今井さんに丘中を付け加えるということですね。あと、何かありますか。

丸山代理 不勉強でよくわからないのですが、人権擁護委員というのと、資料の後ろの方の基本方針に記載されている生涯学習の人権教育の中で、人権推進委員というのと教育指導員というのと、人権教育に関わっているいろいろな立場の方いらっしゃるようですけれども、具体的には人権擁護委員さんというのは、どういう立場ですか。

青木室長 人権擁護委員さんですが、実はうちの人権推進室というのはもともと総務部の方の人権対策の関係と、教育委員会の人権教育とが合わさって一本化してやっているものですから、実は人権擁護委員さんは政策の方の関係でございます。教育というよりも。それで、人権擁護審議会というのがございます。これは差別思想ですとか、因習をお考えいただいたりというときに、人権擁護委員さんだとか人権擁護審議会の皆さんには、そういう形です。人権教育指導員さんというのは、地区で行う人権教育の推進だとか、分館の人権学習会というようなところにご指導に行ってください方をいいます。人権教育審議会の皆さんも、人権教育の関係でおすすめていただくということで、要は、4つの指導員さんだとか、審議会だとかがあるということです。今までは実は、職場が総務部でやっていたときには、庶務課の方で人権擁護委員さんの推薦をしていたのですが、こちらの方の教育の方へ全部移ったということで、これを指名したということです。

百瀬委員長 担当課が人権推進室になったわけですね。

青木室長 そうです。

百瀬委員長 それで議会で承認をいただいたということですね。

青木室長 推薦を法務局に行い、法務省の管轄で委嘱される皆さんです。

百瀬委員長 よろしいですか。

丸山代理 そうしますと、学校の中で人権問題が起きたりしたときには、擁護委員さんが対応して、学校で、例えば講演をしていただきたいとか、子どもたちへの指導をしていただきたいということになると、指導員さんをお願いをするというような役割分担になっているということでしょうか。

青木室長 そうですね。その状態にもよりますが、学校の方へ人権擁護委員さんたちは、人権の作文を書いていただくとか、そういう形で学校を回ってお願いしたりとか、そういうことをしています。人権相談も、人権擁護委員さんが年間で8回ぐらい特設相談をやっておりますので、そういうところでは相談に乗りますが、個々の事象の中で、学校の人権の問題とか、そこまで立ち入ることになるかどうかは、擁護委員さんの資質は高いものをお持ちですが、それぞれの担当している擁護委員さんが相談したり、あるいは、別の法務局の方で確認して、何らかの救いの手を差し伸べるという形になると思います。実は、人権擁護委員さん自体も研修を積んでおられるのですけれども、やはり生身の人間ですので、たとえば、プライバシーの関係もございますけれども、電話番号は広報にも入れさせていただいて、自宅への電話もOKですという形でやっていますけれども、その相談電話が自宅に來られて本当にノイローゼのようになってしまったという事例も出てくるものですから、そうすると、そのお一方でというわけにもいかないものですから、やはり団体の中で調整等をして、という形になると思います。

他には、人権擁護委員さんだけではなく、実はこれも少しおかしな話ですけども、暮らしの相談室だとか、家庭教育室だとか、男女共同参画課だとか、あるいは福祉の関係だとか、みな人権に関わる問題の解決をされているものですから、本当はその辺がネットワークしていて、もう少し連携が取れるような形が進んでいけば一番良いのかなと思っています。

丸山代理 ありがとうございます。

百瀬委員長 よろしいですか。

村田委員 せっくなので、最近の人権問題に関するホットな動きというか、どんな問題というか、事象があるのでしょうか。勉強不足で申し訳ないですが、教えていただきたい。

青木室長 実は私も、人権擁護委員さんサイドで直接受けられた相談内容はまったく把握していません。現実問題として私の方で相談を受けたというもの、電話で受けたりすることもあるのですが、もともと平成16年度まで人権同和推進室だったということで、同和問題についての相談ということではなく、人権推進室だから相談に乗ってくれればいいというようなものが来るには来るのです。ところが、それを細分化して聞いてみると、同和の推進の会に入っている方から紹介をしてもらって、人権推進室長さんが保育所に子どもを優先的に入れてもらえないかという。そのような話で来るものですから、それはやはり同和の関係者だからといって優先ということもできないのですけれど、こども課の方へは、こういう話で相談があったからと話をする、という形になります。現実には、私がここへ来る前の平成17年の2月には市内の会社の社長さんが、同和の差別部落の方に対する差別的な発言をされたということで、これは、部落開放同盟長野県連合会まで上がったという話になりました。ということは聞こえてきましたけれども、直接こちらの方へ引継ぎも何も接触がないものですから、そのままという形で2年が過ぎ去ってきています。それがもし、大きくなるような形になりましたら、人権擁護審議会の招集をかけておはかりするという形になっています。

百瀬委員長 今のところ、大きな内容はないということですね。この数年は。

丸山部長 関連でよろしいですか。この間、総会をやったのですが、人権擁護委員さんの主な年間取り組みというのがありまして、先ほども説明があったのですが、特設でやる相談が年に8回ほどあります。これは法務局でやるものです。それから、子どもの人権相談。これは平成6年だと思うのですが、それまでの人権擁護委員さんは子どもの関係というものはなかったのですが、子どもの関係が入ったのは平成6年だったと思います。ここにも、6ページの資料の中に子どもの権利と書いてある人たちの、前田さん、佐原さん、藤松さん、こういう人たちが子どもの関係を主にやっていただきました。それから、女性のための相談、これも年に2～3回。それから、電話の相談、一般相談も一応あったのですが、これは随時でいいということで、電話番号を紹介させていただいています。それから常設での相談ということでは、田辺さんと柴田さんが常設で相談に乗っています。あとは、子ども人権ミニレターというものを啓発でやったり、そんなことを塩尻市の人権擁護委員さんの総会の中では確認されています。

人権擁護委員さんとか推進委員さんだとかについては、いずれ詳細を説明させていただく必要がありますね。

百瀬委員長 よろしいですか。

丸山代理 では、学校にはこの方々のお名前はいつているわけですか。学校への相談窓口は学校だより等で通知されていますけれど、その中にこの方々、特に子どもの権利とか常設相談を受けていらっしゃる方々の電話番号は学校へいつているのでしょうか。

青木室長 それぞれの学校の担当の擁護委員さんは、学校の方と接触しています。たとえば、

人権啓発のチラシとかも、担当の擁護委員さんが学校へお持ちするとか、そういう形になっております。

百瀬委員長 他にございますか。よろしいですか。

それでは次、報告第4号に入ります。平成18年度高等学校入学者選抜試験結果について。

報告第4号 平成18年度高等学校入学者選抜試験結果について

加藤課長 冒頭に訂正がございます。一番左上に「平成17年度高等学校」とありますが、小さな字で申し訳ありませんが「18年度」に訂正いただきたいと思います。

<資料に基づき説明>

・市内の中学校6校の受験者数、進学者数、進学率、合格率等について記載してある。

百瀬委員長 はい、ありがとうございました。質問等ございましたら、どうぞ。

丸山代理 未定とか家居の方がいますが、その子たちの後追いかつフォローは、学校の方で随時やっていくのでしょうか。あるいは、来年進学のためにもう一度受験するとか、そのようなことについては、どのようになっていますか。

加藤課長 私で分かっている範囲で説明し、あとでまたフォローさせていただきます。

たまたま高校入試に失敗なさったというお子さんについては、当時の担任がおいでになれば、ご指導または助言をしていく。また、新たな担任、または3年生の教務主任だとか、何らかの形でご指導していくというようになっています。進学希望がある場合は、随時そのような形で相談があれば、または進学についての相談があれば、このくらいではないかと。または、予備校というのですか、卒業してしまうと、学校には居れませんので、そういうところで勉強して、学校の方もそういう予備校的なところとも連携していくことになっております。

百瀬委員長 他に質問等ございますか。

村田委員 これは最初の報告なのですが、この結果をどう見るかとか何かありますか。確かにこうでしたという報告だけなのですか。

加藤課長 これについては、高校の入学者がどのくらいいたということであり、具体的にこの1パーセントの部分がどうかとか、または何故100パーセントにならないのかという、そこまでの分析はしてございません。基本的には現在、希望の学校ということで若干背伸びして受験なさる方も当然おいでになるという部分も含めてご理解いただければと思います。

百瀬委員長 これは、それぞれの学校ではきちんと考察していると思いますけれど。

村田委員 数値の定義ですが、一番下の合格率というのは、何を何で割った数なのでしょうか。

加藤課長 これは、たとえば塩尻中につきましては、全合格者数191人に対して全受験人数231人が分母となり、83パーセントという、併願を含んだパーセンテージで出しております。

百瀬委員長 よろしいですか。

村田委員 わかりました。

百瀬委員長 他にございますか。なければ次へ行きます。

報告第5号、全国学力・学習状況調査について、説明をお願い致します。

報告第5号 全国学力・学習状況調査について

加藤課長 先ほど教育長からも説明させていただいた部分もございますけれど、まず資料訂正をさせていただきたいと思います。大変申し訳ありませんが、冊子になっている8、9、

10ページ部分のものを先ほどお配りした資料と差し替えをお願いいたします。

全国学力テストにつきましては、混乱を招いてはいけないという部分がございます、お手もとの資料の中の11ページは、児童と生徒への説明文案として、こんなイメージで質問があれば、または父兄の皆さんに周知を図る場合には、この基本を使っていたきたいという部分で、各学校の方に教育センター等を通じながら提示させていただいたものでございます。また12ページにつきましては、直接具体的にもし必要があると、周知が足りないという学校につきましては、12ページの資料をもってご通知、または周知をお願いしたいという部分で、事前PRをさせていただいたという部分でございます。この資料を作る前に、現に学校の方ではそれぞれ全国学力テストの資料等のPRを行っていた結果、そこまでは至りませんでしたけれども、父兄の方からは特に大きな問題、課題等はありませんでした。しかし、不測の事態に備えまして、今差し替えをお願いいたしました8ページから、再度中学、また、小学校というような部分で教育センター、各学校を通じて、不測の事態または課題があってはならないというシミュレーションをしながら、課題、要望については検討させていただきまして、まとめたものです。

<資料に基づき説明>

- ・本市では、番号でなく、氏名を記載して行った。(須坂は来年度番号実施を検討)
- ・不測の事態を想定して、塩尻警察署にもお願いしたが、案件発生なし。
- ・小学校9校で623人、中学校5校で563人、両小野中39人が受験した。

百瀬委員長 ありがとうございます。以上の報告でございますが、質疑等ございましたら、お願いいたします。

丸山代理 直接、学力調査とは関係ないのですが、これを拝見しておりまして、高ボッチ教室の子どもは未履修ならば受けなくて良いという文言がありまして、未履修問題があれだけ問題になって、卒業ができないというようになっている中で、小学校、中学校で未履修のまま卒業していく、進級していくという子どもの扱いというものを現実問題として逆に考えさせられました。学力テストも受けさせてもらえなくなってしまうのかなとか、もっと言えば、受験人数に入らないという事で、存在そのものがなくなってしまうのかなとか、そういう思いすらしました。だから、このあとの高ボッチ教室開設にも関連しますけれども、履修をすることの大事さを今回皮肉にもつぶさに感じたので、今後、何とか改善をお願いしたいと思いました。

百瀬委員長 実際高ボッチ教室の子は、受けなかったのですか。

藤村教育長 受けました。受けただけども、提出はしませんでした。

赤羽部長 高ボッチ教室は、18年度については、3年生が12人入室しておりまして、そのうち学校に復帰した子もありまして、最終的に、3年生が7人ですね。それで、公立高校に4人、私立に1人、就職1人、それから今、入学を調整しているという子が1人ですね。ほとんどの子どもたちが進学したということです。未履修とは関係ないですが、中間教室もいい方向に向かっているという気がしています。

百瀬委員長 よろしいですか。

村田委員 いわゆるここに書いてあるのは、どういう注意を払おうかというハウツーの問題なのですね。これをどう使うかという話のところは、多分文科省の方で体系があるのだと思いますし、学校の優劣が何とかというのはあるのですが、実際に教育にどうフィードバックしていくのか、実際の本質は、今後どうなっていくのかということを少し教えてください。

藤村教育長 はい。ひとつは、この調査の一番の目的は、要するに国が教育水準、全国的な教

育水準が満たされているかどうか、そういうことを国として把握するというのが、この学力調査の一番のねらいだということです。ただ、やはりこの調査をするには、現場の協力が無いとできない。すると、現場が実際にこの調査に関わるということになると、やはりその結果は学校なり先生なりにフィードバックしなければいけない。そういうことの中で、公表をして、公表をする前段階で結果の分析もきちんとして、そういうものを各学校にフィードバックすることによって、学校ではそれを受け止めて、自分の学校のこれからの指導に活かしていくというのが、ひとつのねらいということです。ただ、今回は生活実態調査のようなものも併せてやったのですが、それと学力との相関の分析が本当にできるかどうかというのが、ひとつ大きな課題になっております。そういうものの分析がきちんできると、現場ではかなり具体的な指導ができるんじゃないかと思いますが、その辺は、ひとつ大きな疑問です。そういう生活実態と学力の相関というものがきちん分析できるのかどうか。どんな分析が出るか、その分析結果によっては各学校では十分今後の指導に生かすことができるのではないかと。家庭生活についても、学校として何らかの働きかけもできるでしょうし、先生方の学習指導の改善というような面でもかなり活かす部分が出てくるのではないかと考えます。

百瀬委員長 去年の7月の定例教委に、この学力テストのねらいとか、そういう資料が出ていますので、また参考にしてください。

村田委員 調査はやった方が良くけれど、本当に有効にフィードバックがかかって次の動きになるかということだけなのです。個人情報が出たらとかいうこと、そういうことも大変なことなのでしょうけれども。先日テレビを見ていたら数学オリンピックというのがあり、本当に日本のトップクラスのメンバーがチャレンジしているのだけれど、あれをもって象徴的に言っているのかどうかは分かりませんが、それにしても圧倒的に中国が優勢であって、たとえば数学の資質が高い方がどう伸びていくのかという話と、日本の教育という話のところ、いろいろなとらえ方があるとは思いますが、やはり教育力が低下しているという中で、この学力テストがどういうふうに活用されていくかということについて、注目していきたいなと思っております。

岡本委員 話が前後してしまうのですが、私も、現在までの本人の履修内容を検査すると書いてあったことに少し引っかかっておりまして、学校に行っていない期間が1週間とか、1か月とか、3か月とかあった場合、たとえば、小学校6年生の場合であれば、小学4年生のときに1月くらいお休みしていたとか、そういった場合も履修内容を満たしていないということ以外ではどうでしょうか。これはどういうレベルで検討するのですか。

百瀬委員長 その辺は何かマニュアルではないですが、細かく指示があったのですか。

羽多野係長 どこまでを未履修とするかについては、各学校長と高ボッチ教室の指導員の先生との間で確認をとる中で、履修が済んでいると認めても良い子については受験させるべきかどうかを判断したケースがあったようですが、細かい内容までの確認はできていません。

実情としましては、本市の実数としては上がっていかないけれども、こういう学力テストを体験させるという意味で、履修状況に応じて、子どものそれぞれの進度に応じた状況で、当日同じ時間帯でテストを体験させるという形で、今回は対応しました。未履修をどこをもってラインを引いたかということまでは、今日は、資料としてはありません。

藤村教育長 高ボッチ教室の子どもだけということです。ですから、高ボッチ教室に現在在籍している子どもについては、未履修であるという扱いで、全体の報告の中には行かなかったということです。

岡本委員 学校を休んでいる期間が長かったけれど、今の時点で、小学校6年生か中学校3年

生として学校に来ている子については、全員受けているわけですね。

藤村教育長 それは、全員受けさせております。その辺のところは、何日休んだからどうかとか、そこまではなかなか基準は設けられないものですから。だから、未履修については、学校へ行っていない子どもということで考えた、ということです。

岡本委員 その判断というのは、市町村というか、各教育委員会に任されているところなのですね。

藤村教育長 そうですね。特別な規定はないものですから。

百瀬委員長 よろしいですか。

岡本委員 もうひとついいですか。いまさらこういうことを聞くのはとても恥ずかしいのですが、実際今までも各学校でCRTテストとか、そういった形で毎年やっていて、全国平均との比較とか、そういったこともなされていますが、それと今回の一斉のものとの本質的な違いは何なのか、今回の学力テストは、全国一斉に同じ時期に行うということで、何か特別に見えてくるものというのはあるのでしょうか。

藤村教育長 一番大きいのは、先ほどから話に出ているように、A、Bという2つの種類のテストをしたのですよね。Aの方は基礎、基本的なもの。Bの方はかなり日常生活に密着した中で思考力を問うような問題。そういう二本立てでやったということが、今までやったいろんなテストと大きく違うところではないかと思えます。おそらくBの方はかなり出来が悪いと思えますよ。その辺のところ大きな課題になってくるかなということで、そういう意味で今回の調査のひとつの意義といえますか、評価点というのか、今までと違う部分ではないかと思えます。それと、もうひとつ生活実態調査も併せてやったということで、学力との相関は非常に難しいのではないかとはいえますが、何らかの分析を専門家がしてくるといいますので、その分析結果は非常に興味があるところです。それもかなり今までのテストとは違う、いろいろな効用といえますか、そういうものがあるのではないかと思えます。

丸山代理 現場の先生方が実際の問題を見たときに、必要とされている基礎、基本と難易度の高いいわゆる応用の部分とを、文科省は、それらを全部含めて必要な学力だとしてテストをしたのだらうと思えますから、実際に感想として先生方がどのように思ったか、自分が教えている内容、それから、教科書などを見ながらここまで教えられるか、教えられないかという可能性も含めて、率直な感想のようなものを、校長会の折にでも構いませんので、ぜひお聞かせいただきたいと思えます。こんなことまで指導する必要はないとか、実際にはやはり必要だけれど、時間が足りないなとか。勿論カリキュラムの問題もあると思えますが、そういう現場の感想を是非知りたいと思えますので、お願いします。

藤村教育長 校長会で分析した結果が届いているのですが、受験中の児童、生徒の様子という面から見ると、非常に緊張してやっていた、小中とも最後まで取り組もうとする姿勢が強く感じられた、ということです。ただ、特に国語で、長文が出たのですが、長文で読み取り、長文に出会ったときに、どうもあきらめる子どもの姿が非常に目立ったようです。ですから、長文をしっかり読みこなすということに慣れていないといえますか、そんな点が非常に見受けられた。ただ、テストを受けた子どもたちは、結果を大変楽しみにしている子どもが多いという、そういう感想を持った。そんなことが報告されています。特に、AとBとあったわけですが、Aとかあるいは生活実態の質問集は、時間をもてあます子がかなり多かった。それから、テストの内容の感想としては、大変工夫された問題だというようなこと、Bの方ですが。たとえば、算数のBの方の問題で、ケーキ屋の問題、ちょっと問題を見てないのですが、ケーキ屋の問題とか、体育の問題は大変面白かったということで、整理しながら順序良

く考えたいが忍耐力に欠ける子どもにとっては難解ではなかったかとか。それぞれの問題についてもいろいろ工夫がされていて、面白い問題だけれども、なかなか子どもにとっては非常に難解であったとか。Bの問題については、そのようなことが感じられたということのようです。実施上の改善点ということについても触れていますが、学校にとっては事務的、時間的な負担がこのテストは大きすぎるといような感想を持った学校が多かったようです。それから、翌日に答案を回収に来たわけですが、日本通運は一人できた、と。管理上、こういうことが許されるのかどうかということも疑問に思ったといようなこともありました。2教科連続してやったわけですが、集中力がなかなか続かない面が読み取れたということですね。そんなことが書かれています。それから、その他として、結果の発表をどのような形で公表するかが問題となるであろう。混乱がないように市教委間で統一できたらと思うといような、そういう感想もあります。そのようなことがテストが終わった段階での9校からの回答です。そんなところですね。

岡本委員 すみません。問題自体は新聞にも出ていたので、目を通したのですけれども、時間については書いてなかったのですね。これを見ると、小学校はAが20分ですので、20分ずつ国語と数学をやったという形だったのですね。中学校の場合は、何分ですか、時間は、

藤村教育長 30分?いや45分です。

岡本委員 では、45分を4回やるわけですか。

百瀬委員長 長いですね。

岡本委員 45分であれだけの文章を読むのですね。新聞だったので小さい字でぎゅっと詰まっていたけれども、長文の問題を普通の字の大きさにすれば何ページにもなると思いますが。

赤羽部長 そのほかに生活実態調査があるのです。

岡本委員 ええ、あるわけですね。すると、大量の問題文を読んだ後で、生活実態調査は1つか2つですか。

赤羽部長 生活実態調査というのは、小学校が100問弱です。

岡本委員 100問もあるのですか。

赤羽部長 中学校が105問くらいかな。ほとんどはそんなに変わらないような内容で、3つの要素がある。それは、家庭での時間の問題。いつごろ起きて、登校の何時間前に起きて、夕食は誰と、寝るのはいつだとか。もう一つは、そのほかにもテレビをどのくらい見るか。あとは、小学校も中学校もそうですが、部活をどんなものを行っているか。塾に行っているかだとか。その中で面白いのが、AとBの、多分Bの問題ではなかったかと思うのですが、Bの問題について、その解き方についてはどういう点に工夫をしたか、それを具体的に記述する。この問題をどうやって今度は応用に使うか。そのような3つの要素ですね。非常にボリュームがある。40分か45分で100問近くも、複数の解答がある中にマークシートに丸をつけるのですが、少しボリュームも気になったところですね。

百瀬委員長 またこれは、公表段階でどうしたら良いだろうかといようなことを議論しなくてはいけないでしょう。また、事務局の方でも対応していただくことになると思いますが、公表は、8月ですか。

藤村教育長 9月ということになっていますが、前倒しになりそうです。できるだけ早く公表すると聞いております。

百瀬委員長 そのときに協議しなければならぬことも出てくるでしょう。よろしいでしょうか、そんなところで。 それでは、1時間経ちましたが、報告案件だけ終えて、休憩を取り

たいと思いますので、第6号、平成19年度教育委員会事業部目標について、説明をお願い致します。

その前に、今いただいた資料に5月18日校長会配布とありますが、4月18日ですね。
羽多野係長 そうです。すみません。

百瀬委員長 では、報告第6号をお願いします。

報告第6号 平成19年度教育委員会事業部目標について

赤羽部長 こども教育部目標

<資料に基づき説明>

・3つの使命(ミッション)と、7つの本年度方針・目標で構成されており、既に理事者ヒアリングを終え、今後公表されるものである。

百瀬委員長 ありがとうございました。では、生涯学習部。

丸山部長 生涯学習部目標

<資料に基づき説明>

・生涯学習も、使命(ミッション)は3つであり、6つの本年度方針・目標を定めた。

百瀬委員長 ありがとうございました。事業部目標ということで、理事者とのヒアリングを終えた、という報告でございますが、のちほど議題の基本方針とリンクさせていかなければならない部分もあるかと思いますので、基本方針の中で関連して扱いたいと思います。よろしゅうございますか?それでは、報告第7号地域児童見守りシステムモデル事業について、説明をお願いいたします。

報告第7号 地域児童見守りシステムモデル事業について

加藤課長 <資料に基づき説明>

お手元の資料18ページ、19ページに概要が示されております。また、企画課の金子係長から、DVDでイメージを含めてご説明をしていただけるということですので、よろしくお願ひしたいと思います。このモデル事業は平成18年度の国の補正予算で行うものでございまして、本年度、国内約20箇所くらいで実施し、総事業費は12億2000万円。その中で西小学校での2年間の実証実験があったということで、採択が本来ならなかなか難しいところですが、それをベースにしながら、今回塩尻市内小学校9校へ光ファイバーを利用しながら、中継サーバー、中継機を置きながら、子どもの居場所・安全を確保していきたいという内容でございます。中身はスクリーンの方で見ていただきながらご確認いただけたらと思います。

百瀬委員長 はい、ではお願ひいたします。

金子係長 企画課で大学連携の担当をしています金子です。最初にビデオをご覧いただいたところで、あとでご質問をお受けして答えさせていただきたいと思います。

<プロジェクターによるDVD上映>

金子係長 どうもありがとうございました。出演者に偏りがありました。

ご覧頂いたとおり、平成17年と18年度、西小学校のエリアをお借りしまして、2年間、スコラという研究所で産官学の結びつきのものを通じて実験させていただきました。その実験の成果は、技術的にあるいは環境的に、このシステムで使えるのではないかという成果をいただいております。

さきほど課長の方からのお話で、概要ということで、こういう実験があったということで、18年度、ちょうど全国的にも、子どもさんをターゲットとした、犯罪等いろいろある中で、国のモデル事業として、10億円くらいをかけた上で、全部で20箇所と聞いていたのですが、最終的に16箇所がモデル地区として採択されています。塩尻市は7200万少しだけというので、対象を9校の小学校にしぼりまして、通学区域の一部、先程のビデオでカーブミラーにも付いておりましたけれど、そういう中継機を全域的に整備をするのは難しいため、今回は通学区域の一部を対象としておりますけれども、内容は先ほどビデオでご覧いただいたとおり、児童の登下校時の位置把握、それから緊急時の通報の、大きく二つの機能があります。

今回、中継機を市内9校に400台くらい、リースでお借りして、あとは資産を転用して私どもに使わせていただくという計画でおりますけれども、地域に分散して配置をいたします。図のように、情報が地域の小学校9校から情報プラザにあるサーバーまで秘匿性を高めて伝達されます。そこで情報を蓄積しながら、いままでの経路だとか、お子さんがID、パスワードに守られながら、それを知っている人間しか見られないわけですが、今までの情報、あるいは緊急通報があれば携帯電話にお伝えするということが可能になってきます。それと同時に、もうひとつ、今までの電話による伝言での連絡網では、なかなかタイムリーな形で親御さんたちの方に届かなかつたりすることがあって、2時間くらい最後まで届くのにかかったということもあるようですが、その部分を新たに電子メールを使うことにしたいと思います。電話の連絡網も必要でしょうから、それはそれとして、メールの連絡網を作っていただきたい。そうすることで、一斉配信しますと、速い電話会社だと8秒遅れ程度で届きますし、遅くても5分くらいで届く形の、携帯電話会社との連携でメールによる緊急時の連絡体制をつくる、ということが大きくあります。子どもさんがお持ちになっていただくのは、通報機ですが、今のビデオのものはなかなか子どもさんの手には入らないような大きいもので、平成17、18年度の実験結果の評価では、お子さんには大きいだろうということでした。丸形で、お子さんの手のひらに入る形であればいいんではということで、これから型を起こして対応していきたいと考えています。

行政としては、中継機とネットワークはサービスとして提供したいと思います。通報機は子どもさんの親御さんたちに購入していただいて、利用していただきたいと考えています。既に携帯電話をお持ちのお子さんもいらっしゃいますし、保護者サイドの考え方でご自分で守られている方もいらっしゃいますので、ひとつのサービスとして捉えていただいて、子機についてはご購入いただくということで予定をしております。1台あたり7,500円近辺です。値段については、7,500円で小学校6年生くらいまで持てると考えれば、携帯電話代を例にとれば1か月2,000円くらいはかかってしまいますので、リーズナブルであるというご理解をいただいて、サービスとしてご利用をお願いしたいと思います。

中継機ですが、国の施策でもありますけれども、工事代まではみてありませんで、環境によって、各学校の広さや通学路の形態によっても違うわけですので、環境によって何台置くか、そういうことは、学校側、PTAの皆さん、防犯の関係をされる方々に登場いただいて、地域ぐるみで、中継機の設置場所を選定いただきます。技術的な面もあると思いますので検討いたしますが、地域ぐるみで啓発をして、ということに今後、取り組みたい。今後、PTAを含む方々と運営委員会を設置させていただいて、その中で、大きいものを決めさせていただきたいと思います。

情報の共有もありまして、教育総務課が窓口ということで、一本化させていただいて、私どもにも情報を共有させていただいて、流ちょうな事業の執行をしていきたいと思しますので、よろしくお願い致します。

百瀬委員長 はい、ありがとうございます。お聞きしたいことはありますか。

村田委員 非常に先進の事業をされていると思います。担当の方に敬意を表したいと思します。いつも、安全という観点で見えておりますが、少し細かい話になりますが、最初に子機の方から2分単位で信号を出すとの説明がありました。市内400箇所に中継機を設けて、2分単位で情報を出しているの、ある中継局でそのデータを収集できるということですか。

金子係長 最寄りの中継機の近くを今通っている、という形の情報が入手できます。

それはいちいちメールにするのではなく、メールする時は緊急の時とか、先ほど例のあった、いわゆる経路を逸脱して、あそこにいるわけではない、というところが保護者の方が設定させていただいて、ある程度の包囲網を作り、ゲームセンターの近くにある中継機にそういう設定していただければ、子どもの近づいた時点では、そこにいるであろうとか、位置的に判断した場合にメールでお知らせするということです。

村田委員 緊急の場合に、ボタンを押したときの、届くまでのアイドルタイムはどのくらいですか。

金子係長 実験では10秒くらいでサーバーには届きます。情報プラザに設けたサーバーには、あと、携帯電話網までは、インターネット経由で、8秒から最高5分くらいかかったときがあります。その経路を取りながら中継できます。

村田委員 その信号をうけたとき、誰がどうするかの話は、今のところはお家族の方にメールが届くということですか。

金子係長 まず保護者です。今検討している最中ですが、情報の伝達経路とすることで、小学校に同時に届いて、教頭先生あるいは校長先生が認識しながら保護者と連絡をとるという方法もございましょうし、保護者だけでいい、という考え方をあります。それは実際にやってもらった中で、システムのなものであり、改良もできますので、今後の状況にあったものにしていきます。

村田委員 いろいろな社会的な仕組みの中で、今回、親に、いわゆる強制で持たせるのか、さっき7,500円という話がありましたが、家庭というか、親は選択できるのですか。

金子係長 強制ではございません。選択でございます。私どもは、いわゆる無線だとか光ファイバーなど、ネットワーク・サービスを提供するわけです。そのサービスをお使いいただくかは選択制になります。常にそういう、さきほど申し上げたとおり、すでにお持ちの方もいらっしゃると思いますので、それはそれで結構ですし、「私の子どもは空手をやっているから大丈夫だ」とか、そういう方もあるかもしれませんので、それはそれでいいです。

村田委員 ぜひ、成果の出るようにしてってください。

百瀬委員長 他に。

丸山代理 ICタグとありますが、タグそのものは電磁波とかの影響はないわけですか？子どもたちがつけるICタグは、携帯電話のような電磁波の問題はありませんか。

金子係長 周波数帯で申し上げますと、いわゆる子どもの玩具のトランシーバーの周波数帯である400メガヘルツの周波数帯で、しかも特定小電力、小さい電力です。携帯では1ワットですが、それが10ミリワットなので、携帯電話の100分の1くらいの電波です。

丸山代理 携帯電話とはまったく違うということですね。もうひとつ、学校を通じて案内す

るようですが、24時間対応ですか。

金子係長 今のところ、通学の、登下校ということで限らせていただきたいと思います。24時間体制だと、塾とかに通っていらっしゃる方もありますので、これから実際にやる学校とPTAのみなさんと決めていくことだと思いますし、今回国のモデル事業として承っておりますので、受託を塩尻市でしているの、国と契約をした形ということで、成果報告をしないといけないので、こういった形で24時間やったほうがいいとか悪いとか、そういうことを含めて報告するようになっているので、その中で結果がより良く出るでしょうし、ある学校については24時間、ある学校については登下校だけの時間帯でいいでしょう。その場合、登下校の時間帯で見ますと、心配なお子さんがいらっしゃるかどうか、とか、いろいろな手順が各学校の内容によって、状況にあったような形でできる。そのへんも国に報告をしていきたい。国はそれを受けて、補助事業にするのか、何になるのかわかりませんが、子どもを守るという観点で何をしていたらいいかの決定を最終的にして、制度的にこれから決めていく段階です。

丸山代理 心配するのは、学校の責任がどうなるのかということです。例えば、放課後遅くに、誰かに腕を捕まれた、と言う緊急のメールが入った場合、学校でそれを見ずに対応が遅れたりしたときの問題です。後々、また24時間フルに活用できるがために、学校にどこまでの責任がかかるのかということは、いままでも問題になっているので、ぜひそのへんのところを慎重に今後の会議の中で考えていただきたいと思います。

金子係長 まず、守る区域を明確にして「ここまで」とし、全部ではないので、今回は一部ですので、その部分の中だけは明確にします。時間帯も明確にして、それを明確にすれば理論的にできるはずなので、その部分を話し合っただけで実行していきたいと思います。

岡本委員 聞き漏らしたのですが、今回、中継機が400機ということですが、それでサービスを使うとすれば、今市内にいる小学生のうちの何パーセントくらいは安全が確保されるということになるのでしょうか？

金子係長 遠くから通うお子さんもいるので、一概には言えませんが、中継機の仕様としては、1台の届く範囲がだいたい半径150mから200m。何もなくてそのくらいですので、何パーセントくらいかと言われると、なかなか難しい。環境によっても、山ばかりあると難しいですし、谷ばかりのところもありますし、市街地も雑音が入りますので、一概には言えない。ただし、正確に言えることは、エリアを広げる努力をしないと行けないので、行政としてもその努力をするということとは言えます。お答えになっているでしょうか？

岡本委員 質問が上手く伝わらなかったかもしれませんが、私が心配するのは、事件が起こった時に問題になるのは、ここまではお友達と帰ってきたけれど、その後、自分の家がさびしいところにあるから1人になってしまったということで、その間が一番心配じゃないですか。そういう学校から離れた地域の子どもたちが、どれだけこのシステムを使えるのかということです。

金子係長 おっしゃる点はわかります。数億円かければ、全市に網羅できると言えますが、少なくとも言えることは、一部の中でも、一番端から出るところ、あるいは入るところ、ここを今通過したのだ、というメールをもらうと、安全ということに対して非常に価値があることだと思います。例えば、通学区域があって、真ん中に小学校がある。エリアの端までは中継機が守っていますので、大きい小さいかはありますが、お子さんが通って来るとすれば、エリアの端に近寄った時点で、そういうことが心配な親御さんは、区域外

設定ができるので、「近寄ったらメールをください」というサービスができますので、ここを何時何分に通過したよ、というのは取れるわけです。さきほど、ビデオにもありましたが、夕方何時頃、ここを通ったかが能動的にわかるという形では、エリアの端に近寄った時にメールが飛ぶわけですので、設定をすればですが、メールがくることによって、何時何分にちゃんとここまでは来ていたんだ、そこまではわかります。予算的な問題で恐縮なのですが、すべてのエリアは現在の予算では不可能なので、何パーセントと言われると、面積的にやってみないとわからないので、少なくともそういう形で安全を確保したいということです。

岡本委員 やはり、学校に近いお子さんとか、街中に近い方たちは、今の映像にあったように、押したらすぐにお母さんに連絡がいくとか、どこを通ったかわかるけれども、周りの離れた地域に住んでいる方には、受ける恩恵に差が出てしまうという、そのところをなるべく解消してほしいですね。

金子係長 今回の根幹なのですが、私はこの事業を進めるにあたって、それで子どもを守ろう、ということは100%できないと思っています。これは、塩尻ではこういう取り組みをしていて守っているとか、セブンイレブン等にもこれからお願いしていくのですが、そういう形で地域ぐるみでやっているということ、犯罪をこれから犯そうとする人が聞けば、抑止効果になる。私が思っているのは、神髄はその抑止効果をねらっているわけなのです。現実論として、西小学校でやり出して、報道にもたくさん取り上げられましたが、その時には不審者がそこには出なかったということもありました。それが村部に行ったのかは、また違う問題なのですが、基本的にそういう考え方でやっておりますので、今回は、駆けつけということで、タクシー事業者さんにもご協力いただいくような形で話が進みつつあるのですが、メールをとった段階で、家の近くの小学校であれば前の道に出るだけでも、犯罪を抑止ができるという面で、ぜんぜん違う部分があると思います。

大きい言い方をすれば、地域が一つの“防犯”というカテゴリーに対して、今までは同じ方向を向くと言うことがなかったもので、そういう形をきっかけとして、模範的というのはあまり良くないですが、例規的役割を果たせればいいのかと思っています。

百瀬委員長 時間もだいぶたちましたので、終了したいと思います。ありがとうございました。最後に一つだけ、運営委員会を設置したいという話でしたが、19ページの上にある運営調整会議というのがそうですね。そこでいろいろ検討されて、今おっしゃっていただいたことも検討していただいて、ある方向を出してやってもらうということですね。よろしいでしょうか。今日はこの辺のところまで。

加藤課長 関連ですが、警察にはいった緊急メールがございまして、4月1日から昨日までに13件、声掛けとか不審者情報など長野県内全域でございまして、特定した場所はございませんが、4月1日以降、県警のライボ君で発信された情報です。

百瀬委員長 どうもありがとうございました。それでは報告事項は以上でございますので、休憩を取りたいと思います。10分ほど。3時半から再開したいと思います。

< 休 憩 >

4 議事

議事第1号 平成19年度教育委員会基本方針(案)

百瀬委員長 それでは再開したいと思います。次第の4番、議事に入ります。

議事第1号、平成19年度教育委員会基本方針(案)について、事務局から説明をお願いいたします。

加藤課長 それでは、私の方でこども教育部の関係から。〈資料に基づき説明〉

百瀬委員長 途中で申し訳ないですが、ひとつずつやっていくと時間がなくなるものですから、事前にいただいて、見させていただいてあるものですから。私も打ち合わせもしてなくて、大変申し訳ないのですけれども、これは今日ここで確定するというのではなく、5月ということですから、少し見させていただいた中で、お聞きしたいことを私どもの方から、という方法でどうですか。

加藤課長 はい。分かりました。

百瀬委員長 私は、先ほど「説明をお願いします」とお願いはしたのですが、委員の皆さん、いかがですか。

加藤課長 これだけのボリュームをそれぞれの課で説明すると、ここで1時間半ぐらいはかかってしまいますので。

百瀬委員長 大枠で、気が付いたことと申しますか、そのようなことを私ども委員の方から発言させていただくというようなことでお願いしたいと思います。

加藤課長 はい。

百瀬委員長 どうですか、いま皆さん見ていただいて。この前、3月の時点でこちらの体系の、このようなものが欲しいということを私からお願いして作っていただいたのですけれど。これと、いまご説明を始めていただいた部分との関係とか、先ほどの事業部ミッションの報告いただいたものとの関連とか、いろいろあると思うのですが、何かお気づきのところからご発言いただければと思います。おひとりずつ。一つ一つの項目を云々ということだと、なかなか大変ですから。

村田委員 今は、学校教育に関してということですか。

百瀬委員長 そうですね。少し私が最初に総括的に発言させてもらいます。私、これを見させていただいて、こども教育の関係のこの基本方針、目標、計画、この組み立て。これは、生涯学習の組み立ても同じなのですが、特に重点目標と事業計画、これとの関連というのは、子ども教育の関係はわりあいすっきりしているといいますが、重点目標にしたがってそれぞれの事業計画をまとめていただいてある。ところが、生涯学習の関係は、概ねそうなっているところもありますけれど、少しすっきりしないといいますが、重点目標と事業計画とがうまくリンクしていないようなことを感じたものですから。その辺の、体裁の問題ですけれど、子ども教育の方と生涯学習の方と同じような体裁でまとめていただくと、特に子ども教育部のスタイルで、目標と事業計画がマッチした形になっていると、分かりやすいなど、こんな感じを持ちました。それがひとつ。

それから、今日いただいた施策体系と、それぞれ各担当といいますが部署による基本方針について、施策体系の方はまだ良く見てないのですけれど、うまくリンクするような形になったものにしていただければと思います。というのは、いろいろな言い回しが、こちらではこういう言い方をしているけれど、こちらでは少し言い回し方が違うとか、そういうことだとなかなか解りにくいです。その辺をすっきりさせていただくと、ありがたい。そういう全体的な感想といいますが、体裁上のそんなことを少し感じています。口火とい

うような意味での発言させていただきましたが、他の委員の皆さん、それぞれお感じになったことを発言していただければと思います。

赤羽部長 追加資料の2の施策の体系ですが、これは、たとえば1ページ目ですが、頭に総合計画の第1章があります。総合計画の体系を19年度に何をやるかということで作った格好ですね。章、節、項、その次の目標、これまでがひとつの総合計画。そこに重点、方針を当てはめ、基本方針のものについて具体的に19年度のものを入れたということです。ですから、今の追加資料については、総合計画の体系から切り分けられる。それがひとつの流れですね。そうすると、今言った基本方針、これとは少しどうしても違ってしまふ部分がありますね。

百瀬委員長 この体系図を実際にこれから進めていく上で、どう使うかですね。こちらの方(基本方針)は今までの教育要覧のようなものですかね。今まで外部でお配りしたりした。

私が3月の時点で申し上げたのは、教育委員会としての基本的な部分では、この程度の、この程度のといっは失礼ですけど、もの(施策体系)をここで確認し合えれば良いのではないかと、そんな気持ちでしたのです。このようなもの(基本方針)は、皆さんが事務局で仕事を進めていく上で、もう少し詳しいものが手もとにあったほうが良いというような意味もあると思いますが、今これを全部審議するというと、なかなか時間もかかるものですから。それにしても、何か、どちらかに合わせるとか、そのようなことができないものかとは思いますが。これ(基本方針)は、それぞれの部、課のセクションごとにやっているわけですね。

赤羽部長 そうです。

百瀬委員長 こっち(施策体系)は必ずしもそうではない部分ですね。

赤羽部長 ええ、そうです。

百瀬委員長 もともとその辺が、総合計画における組み立てですからね。

赤羽部長 本来これは、総合計画の市の施策としての部分に、どうやって今年度事業をあてはめていくかという、それだけが一般的な考え方なんです。たまたまここには第2章までしか載っていませんが、あと4つ、全体で6章あるのです。その中の1、2なのです。全部を網羅しているわけではございませんけれど、2章などは、特に福祉の部分がどっと出てきていることもありますからね。

藤村教育長 教育委員会のホームページでは、今年度の教育委員会の施策ということで、これ(施策体系)を出すのですね。

赤羽部長 そうですね。

藤村教育長 これ(施策体系)は、やはり市民の皆さんにとって、教育委員会はどのようなことをやっているのか分かりやすいということで理解していただけるのではないかと思います。こちらの方の、文章でいっぱい書いてあるもの(基本方針)はなかなか読みきれない部分があるので、そういう意味合いでもこれ(施策体系)は有効かなと思います。

百瀬委員長 そうですね。

白木課長 どうですか、これ(施策体系)の説明を私どもがして、それで委員の皆さんのご意見をいただくということでは、それでしたらすぐに終わると思いますし、こちら(基本方針)は補足資料ということで。

百瀬委員長 一般市民の皆さんにはこのスタイル(施策体系)でということなら、これを中心にというようなことで。そのほうが良いですね。

赤羽部長 そうですね。

百瀬委員長 これは今日いただいたところですので、この体系がどうなっているかというように、少し説明していただけますか。

藤村教育長 ただ、一番最後のところだけは、少し教育委員会としては異質なんですよ。教育委員会で「福祉のまちをともに作る」というところが、市民に理解してもらえるかどうか、難しいところです。総合計画の体系の中ではこうなっていますが。

赤羽部長 そうですね。2章は、こども教育部ができる時点で福祉事業部から移行した部分があるので。要するに保育園部分ですが。

百瀬委員長 だから、この第1章のタイトル、第2章のタイトルというのか、こういうものはなくても良いのではないですか。教育委員会の施策体系ということで、「人を大切にすることを心がくむ」から始まって「子どもたちの生きる力をくむ」、最後は「安心して産み育てられる環境をつくる」と。第1章、第2章のタイトルはなくても、実際、教育委員会で行っていることですからね。子ども課と家庭教育室と教育総務課と、そこで担当していることを取り出したわけですよ、第2章から。

村田委員 私は、民間企業のマネージメント・システムという観点から見るときに、そういう観点からご意見を申し上げたいと思います。基本的に前半で両部長からお話をいただいたミッション、これは多分変わらない、不変のものだというような意識がありますし、もしかしたら総合計画の中で、数年単位で実現すべきものである、ということだと思います。それで、各課というふうに捉えて良いのかどうかかわからないですけど、その中で基本方針があり、重点目標という形で置いているのですが、本来は部門単位でまず重点目標を掲げるべきだと思います。でないと、課の単位で毎年やっているもの、継続的でやるものと、今年はここをやるのだというものが少し混在してしまうような気がするのです。まずそういうことですね。部のレベルでこれをやるのだよ、ということがまとまれば、我々としてもそれを理解しながら、接点が出てくるのではないかという気がします。各課にメインを置いてしまいますと、我々自身がすべてを理解していない部分もありますので、その辺を少しご検討いただきたいと思います。

あと、企業レベルから言ったときに、昨年度はどうだったかという点。これはいきなり19年度がありますけれど、本来は18年度はどうだったかという評価があって、19年度があるべきだと思います。そういう18年度のまとめがないから、「なんだ、今年も同じじゃないか」みたいな意識になってしまいます。それから、この一個一個の項目の中で、分かりやすく言うと、「来年これを出しても、そのまま通るじゃないの」みたいなところもあって、先ほどの複数年次の計画という中で、去年まででどこができた、今年はどこまでやるんだ、という定量目標があまりないので、よくわからない。結局、今年度については、年度のアクション・プランが本来あるはずなので、そこまで落とされるときの中間的なものが何か欲しいなという気がします。

いきなりそんなこと言ってしまうのがないのですが、ただ、各課で重点目標を立ててあって、そこでまたブレークダウンしているのですが、部のレベルであればもっと、いわゆるウェイトをですね、どれが比重が高いのか、というようなことでの重点目標が本来あるはずだと私は思います。

話の腰を折ったような感じで、恐縮ですが、全部だといわれれば、全部だという話になってしまうけれど、どうかという気がしないでもないです。前にすこし部長にはお話をしましたが、狭義の教育委員会としてもそれを理解しながら、一緒に知恵だとか何かの部分があっても良いのではないかと思いますので、私どももこれを受けたような形で、また検

討したいと思います。

赤羽部長 総合計画の体系からすれば、こういう形になるだろうなと思っておりますけれど、19年度、私どもが行政施策として考えておりますのは事業目標ですね、この部分だと思うのです。資料の13ページですね。私どものこども教育部、それから生涯学習部、このミッションですね。そこにどうやって基本方針の目標を、今年度整理して進めていくか、そこに今年度のポイントがある。今までの体系がこのように冊子にすると課別になっているものですから、今後の切り方をどうするか、ということですね。

百瀬委員長 ミッションに示されているものは、分かりやすいですよ。この程度にまとめていただいていると。

赤羽部長 これだけでは、何をやるのか具体的なことまでは分からないとは思いますが。

百瀬委員長 項目が生涯学習の方は6ですか。子ども教育が7つですね。このぐらいいち応まとめてありますね。

赤羽部長 ミッションの目標の部分については、先ほどの課ごとの基本方針の中にそれぞれ出てきますし、総合計画の体系的なものにも全部載ってくるミッションですので。

村田委員 個々のテーマをお話するのか、フレームワークをお話するのかということをし少し整理していただきたいです。

百瀬委員長 私は、フレームワーク的なことをお話しています。私が先に口火を切ってしまったものですから、申し訳ありません。

丸山代理 フレームについてはよく分からないので、個々について少しお伺いしたいと思いますが、こども教育の中の学校教育についてですけれども、2の「悩みを抱えた子どもへの支援」というのと、3の「すべての児童、生徒への学習機会の提供」というのは、学習支援のあり方として一緒に考えていくべきだと思います。先ほどの未履修の問題も含めてですが、せっかく保育園から小学校へと子どもをずっと通してみたいという組織にしたのであれば、学習習慣形成というものを保育園から1年生にあがるときに重点的にやっていただきたいと思っています。、それに加えて、教職員研修の中では、学習指導というものを重点的に取り上げてもらいたいという希望があります。この中で文言だけを見れば、そうなのかなとは思いますが、具体的にどのようにやっていくのかが見えないうために、指導の仕方によって授業そのものの内容が解らないときに、改善が図られないままにまた終わってしまうのかという気がします。元気っ子応援事業の中の元気っ子相談を受けた子どもたちが、今年年長になって、来年1年生に上がりますが、そういうものを施したのであれば、実際にその子どもたちを今後どう扱っていったら、1年生に上がるまでどのようなかケア、サポートをして学習習慣形成に繋げるかということがすごく大事なのだと思うのです。元気っ子相談の対象にならなかった他の子どもも含めてですが。たとえば不登校の問題、いじめの問題というのも、学校に行く目的は学ぶためということを前提に、是非対応していただきたいと思っています。学校に行くのは楽しいからとか、安易な方向だけではなく、行ったら何か学べるという主体的なことが動機付けにあって学校に行くのだということ、小さいときからわからせていかないと、いずれどれも対症療法にしかならない。ですから、先ほども触れたように、未履修のまま小学校へ、中学校へ進学、卒業という子どもたちを塩尻市ではなるべく作らないのだというような強いメッセージを基本計画の中に入れて考えていかないといけない。このことについては、高ボッチ教室を作るとか、中間教室を設置するとかではなく、もっと前段階からやらなければいけないのではないかと考えています。学力検査の結果を見てからですけれど、授業内容はどうなのか、またどう

いう授業ができているのか、子どもたちにどれくらいの力がついているのかということを中心に見ていっていただきたいと思います。

あともう一点は、英語教育です。塩尻市は、特色ある取り組みで小学校で国際理解教育を進めていますけれど、それを重点的に受けた西小学校の子どもが塩尻中に上がります。塩尻中には東小学校から上がる子どももいますが、小学校でやってきた英語教育が、中学校で一緒になったときにどれくらいの力の差がついているのかとか、その差が授業に関係してこないかというようなことも今後見ていっていただきたいです。それから、英語教育について中学の先生方がどのように考えているかということも。英語教育はいま全国的にも中学校の英語の教科書に問題があるという指摘がされています。具体的に言いますと、今の英語の教科書はヒアリングが中心となっていて、授業数も決まっています少ないので、文法まで学ぶということは、授業の中では難しいそうです。それを補っているのが、塾とかそういうところになっているのですが、そこで文の成り立ちなどを体系的に学んできた子どもは、ヒアリングと文法を両方マスターして初めて英語が解った、となります。そうでない子は、一般的に聞いた限りだと、自分では整理がつかなくて、高校に行ったらリーダーと文法とを学んでから始めて解るといような話を聞きますので、実際はどうなのかという点。塩尻市では英語を一生懸命やっているのだから、力がついているのかどうかということも検証していかないといけないと思いますし、重点目標の中に、それも網羅されているのかどうか。個々で申し訳ないですが。

百瀬委員長 組み立ての問題でもあるわけですね。

樋口次長 元気っ子応援事業の子が年長になるというお話がありましたけれど、23ページの子育て支援の方ですけども、これからお子さんの不得意な分野を伸ばすプログラムをやっていきたいということで、それが学習習慣形成のつながればと思っています。先日ひとりのお子さんについて「どこが苦手か」という検査をしたら、「2」と「7」の区別とか、「め」と「ぬ」の区別ができないというようなところに落ち込みがあり、やはり学習障害ではないかという結果になりました。私は単純に理解して、経験不足で「2」と「7」とか「め」と「ぬ」が分からないのだと、今までの常識ではそう思っていました。そういう諸検査をした結果では、学習障害ではないかな、というようなことがお子さん一人一人に出てくるわけです。そのお子さん、今の「2」と「7」や「め」と「ぬ」の区別ができないお子さんが、これから小学校1年生に上がっていくときに、自信を持って学習していただくようにするには、どういうことができるのか、保育園ではやはり集団保育しかできないので、その中で個の保育をどういうふうに行い、そういう経験をつませることをどうしていったら良いかというのを、これから試行錯誤を繰り返すのだと思うのですけれども、専門家チームというか、関係者でそのお子さんをどう育てていって、どう小学生に繋げていくのかというのが今年の大きな研究課題だと思ひまして、取り組みたいという気持ちで、それぞれのところにこのように記載しております。

岡本委員 今日いただいた資料（施策体系）と以前にいただいた資料（基本方針）とを見比べていったときに、たとえば、施策体系の方では、家庭教育室、教育総務課、子ども課、といった名前が出てくるのですけれども、基本方針のこども教育部の方では、学校教育、子育て支援、青少年健全育成となっていますので、課なら課に統一していただくか、あるいは課の中で分担しているところがあるのならば、それを書いてくれれば良いのですけれども、少しそこが分かり難いですよね、一般の人が見ると。

それから、学校教育のところを読んでいて違和感があったのは、20ページの2番と2

1 ページの3 番で、2 番の「悩みを抱えた子どもへの支援」という部分と、3 番の「すべての児童、生徒への学習機会の提供」というこの分け方、特に「すべての児童、生徒への学習機会の提供」というこのまとめ方が、私には意味がよく分からないですね。学習機会の提供の中に、「1 特別支援教育の推進」、これはまあいいのですが、その次に「2 塩尻市教育センター活動の推進」がありまして、その中の活動について、イのところで、不登校対策、中間教室事業というのが出てきますが、これは、2 番と3 番と分けた場合には、やはり2 の「悩みを抱えた子どもへの支援」に入るのではないかなと思います。不登校とかそういった言葉が2 番と3 番にまたがって出ています。そういうところが少し見ていて整理がしづらいですね。あと、もうひとつ「教育センター活動の推進」の中で、これは「すべての児童、生徒への学習機会の提供」の中に入っているのですが、「教職員の研修」が入っていたりとか、先ほど言ったように「不登校対策」が入っていたりとか、そういうところはもう少し整理して、分かりやすくまとめていただいた方がいいと思うのですけれど。

それと、あともうひとつは、施策体系の方を見ると、一応教育委員会としてどんなことをやっているかということは、非常にコンパクトにまとめられていて分かるのですが、では今年は何に力を入れてやっていこうとしているのか、ということが見えてこないのですね。これ全部というものすごい数ですので。もちろん、それぞれの事業は全部計画には入っているのしょうけれども、その中で「今年は特にこれ」というのがないと、見ていてわかりにくいですね。たとえば、これは19 年度ですけれども、これが20 年度になったときに、また同じ資料が、多分ほとんど変わらない資料になると思うのですが、少なくとも19 年度重点目標だったところは、一応その目標を達成できたので20 年度は違うところに重点目標を置くとか、やはりそうっていないと、一般の人が見て、ああ沢山の仕事をしているけれども、今年は教育委員会として何に力を入れようとしているのかというところが見えてこないと思います。先ほどのこども教育部の事業部目標の中では、使命のところ、平成18 年度のと見比べたときに、確か1 番と2 番が入れ替わっていたなと思うのですけれど、今年は「基本的な生活習慣の定着支援」というのを第一の使命に掲げているということであれば、こちらの施策体系の中でも「早ね、早おき、朝ごはん・どくしょ」というところが重点目標だよというところが見えてきてもいいと思うのですが、この資料の中ではそれが見えてこないで、そこが少し物足りないというような感じがします。

百瀬委員長 はい。ありがとうございました。

いろいろ組み立て方の問題とか、もう少し整理できるところは整理した方が良くはないかということですね。それから、今年度の重点的な事業というのはこれなんだ、目玉はここだというようなところが少し分かるように、そういうものが欲しいとか、いろいろな意見がありました。是非、そういうようなところを各ページごとにもう一度見ていって、組み立て直しをしていただけたらいいのではないかと思います。いま、部分的に、感想的に意見を申し上げさせていただいたのですけれども、この教育委員会の場で方向付けをするいわゆる基本的な方針というものは、一般市民にも分かりやすいものにできれば良いと思います。細かな具体的な講演会やりますとか、こういう相談事業をやりますだとか、全部網羅的に出てこなくても良いと思いますし、たとえば、私が先ほど言ったミッション、事業部目標ですか、この辺を中心にしてやってもらえばいいかなと思います。これは私の個人的な考えですけれど、やはり何かひとつに合わせていくことが必要です。

いま3 つ出ているわけですね、体系図と事業部目標と、それから各部課あるいは担当ごとにまとめた従来の形式ですね。それらをひとつのものにまとめていただいて、5 月の定

例委員会に出していただければよいのではないかと思います。

丸山代理 先ほどしっかり言えなくて申し訳なかったのですが、たとえば22ページの子育て支援のところなどを見ると、事業計画が具体的なのです。今年はこれをやるということについて、一つ一つのことが具体的にイメージができますが、先程の21ページの「塩尻市教育センター活動の推進」の項目では、何をどのようにやろうとしているのかが見えてきません。しつこいようですが、私はここを是非目玉にしてもらいたいと思っております。ここが機能して、「すべての児童、生徒に学習機会の提供」となるのだらうと思っておりますので、ここが、同じ事業計画として書かれていても内容がすごくあいまいで、イメージができないというか、何をどのようにやっていこうとしているのかがつかめないというように感じます。ここは大事なところなので、工夫をしていただければいいかと思います。そのほかのところは比較的イメージができるのですが。

百瀬委員長 はい。いろいろな意見を踏まえて、事務局の方でひとつのものにして、出していただくようお願いしたいと思います。

青木室長 すみません、ひとついいですか。この、教育委員会の施策体系というのは、第四次総合計画に則ってできているものですから、その流れで行きますと、人権推進室が一番先に入ってきます。ただ、職制の中では人権教育の方は57ページになりますので、このようにずれが生じるということになります。そういうことで教育委員さんも、少し理解し難いというようなところも出てきているのですが、施策の体系という部分をメインに考えて、基本方針部分を入れ込むというような作業になりますと、要はハードの部分とソフトの部分が両方入ってしまっているものですから、各課を一本にまとめるというのは、大変な作業になってしまうかなと思うのです。正直に申しまして、部が二つに分かれていて、部の中でも部課長会議をやっていますけれど、課ごとにそれぞれの総合計画に則った主要事業というものを持っているものですから、今年はこの事業を優先だといわれると、たとえば、社会教育の文化財保護の事業を今年メインにもってくるとすれば、では、人権啓発だとか人権の推進はどうするのだ、と言われたときに、それが軟弱になるということは許せないと思います。ですから、平成17年から10か年を区切っていくとすれば、少し見にくいかもしれないけれど、施策体系で見ただけで、ご理解いただくという方法をとっていただければありがたいと思います。文言の不適切とかそういうものは修正できますが、1本にまとめるというのは、少し難しいような気がします。

丸山部長 教育要覧というのは、今はネット配信等をしていますけれども、昔は各自治体の競争だったのです。うちはこれを行っている、あれを行っている、これを行っているというように。たとえば、20ページを見れば分かると思うのですがけれども、事業計画の「30人規模学級の推進」はおととしは目玉だったけれども、去年、今年が目玉ではないですし、たとえば就学フォローアップ事業というのは、6年も前からやっています。そうすると、果たして記載する必要があるのでしょうか、ということになります。この中でいけば、国際理解という部分は上げていいとしても、ほとんどなくなってしまいます。

新しいものというのは、21ページでは5番しかないのです。19年度でまったく新しいものという。ですから、教育要覧的な発想で物事をとらえていって、昔自治体間でうちではあれもやってる、これもやってるとPRするために、たとえば、生涯学習の部分について自然博物館という、こういうものを興してあるわけですね。社会教育のジャンル中に自然博物館と書いて、「入場者増の推進」で良いのだけれど、それもまた解りづらいので、わざわざ自然博物館の項目で1年間の企画展の内容をずうっと網羅しているのです。

しかし、基本的な部分だけで言うのだったら、施策体系1枚で逆に重点事業だけを網掛にするような形で、くらいしか定められないような気がします。もしそういうような形でネットで配信して、こういった昔流の教育要覧の使命はもう終わったということであれば、この基本方針は、根本的にやめてもいいと思います。それぞれのホームページの中で、教育の中にもいろいろなページがあるので、何々のページがあるということが分かれば、あえてここに書く必要はなく、ホームページの中にこういう体系を記載しておいて、担当課をクリックすれば、そのページへ飛ぶという形で、ネット上の配信と、こういうひとつのペーパー、冊子の配布とを切り離していかないといけないかなと思います。

小沢館長 施策の体系と組織とは必ずしも一致していませんし、基本方針はセクト（組織）で作っていますから、違いは出てしまいますし、無理なんですよ、合わせるのは。ただ、本来教育要覧というのはもっと施策の体系として提示する必要があると思いますので、委員さんがおかしいというのは、そのとおりです。一般の方にとっては、組織がどうなっているかは関係ないでしょうし、どういうサービスを提供するかが重要ですから。

百瀬委員長 教育要覧的なものは今、他の自治体でも、もう作らないような方向になってきているのですか。

小島課長 作っているとは思うのですけれども、昔ほどは送られてきません。たとえば、以前は県下全市のものがそろいましたが、去年あたりは3市のみです。本市も送っていません。

村田委員 よく分からないのですが、いずれにしても各組織というか、課がやっている部分は、多分内部のところとしてまず整理とされていくべきだろうと思います。その上で、教育要覧であったりホームページだという言葉があったのですけれど、ここで何を議論しているのかという話ですが、外向けに、やっていることを伝えたいということがあられるわけですね。ホームページ上というふうにやってしまうと、少し言葉が短絡的になるかもしれませんが、こういった活動を理解していただくひとつの方法としては、切り口としては、重点施策があるわけですね。端から全部書くのではなくて、今年はこうですよ、というようなものがやはりサマリーされていないといけないと思います。

鶏とたまごみたいというように思ってしまうかもしれませんが、私の論理からすると、本来はいろいろな戦略があって、そこから降りてきて今年の重点戦略、重点計画があるということ。それをどういう形でアクション・プランに落とすかという理屈ですね。それともうひとつは、それをどう伝えるかという話ですね。その辺のところでは少し混沌としているという気がするのですが、ひとつ聞いていいですか。去年はこれをやったのですか。こういうようなことをおやりになったのでしょうか。

百瀬委員長 去年も、やりました。

村田委員 やはりあったわけですか。そのときは、これは考えなかったということですね。

小沢館長 ホームページの公開というと、たとえば短歌館はすでにホームページを持っていますし、この基本方針部分はすべてホームページに出ていますので、体系的なものとして、教育行政とはこういうものだというものの方が必要だと思います。

百瀬委員長 どうでしょうか。そういう教育要覧的なものはもう作らないという方向だとすれば、この内容はそれぞれの担当課でハンドブックのような形で持っていて、皆さんで共有して、仕事を進めていく上で使っていただくということではないかと思うのですよね。

ですから、市民向けということになると、やはりこういう形の体系的なもので、網羅的ではなくて今年度の本当の主要事業はこれだというようなことが、はっきり分かるような

ものにまとめて、もう少しこれを整理していただければ、と思います。

赤羽部長 それで発信したときには、なんだ、これしかやっていないのかという誤解を受ける場合もあるのですよ。こんなこともやっていないのか、と。先ほど言ったようにどこかに重点を置いてやるのは網掛けにする、そういうことは可能だと思いますが。

百瀬委員長 主要事業は網掛けだということですね。

村田委員 各部がやっている業務、サービスをですね、市民サービスみたいな切り口で、これをやります、あれをやります、というのを書くのと、やはり今年はこうなんですよ、という特徴を出すのでは、随分違うと思うのですよ。平常的な業務もおありでしょうし、今年新しくこれをプラスして、と。それを少し切り分けておかないと、サービス部分をすべて網羅すると大変なものになってしまうので。これだけしかやってないというような、そういう表現ではないのだけれど、目玉はこれですよというような、そういう表現はやはり伝えていかないといけないと思います。

赤羽部長 それはできますよね。そういうことは可能だと思います。

小沢館長 プライオリティではなく、トピックがこうだよというのでないと、納得できないということですよ。

丸山部長 ただ、ミッションの方でもそうなのですが、生涯学習のところでは、敢えて白丸とポツにしてあるのですよ。数字で1、2、3とは書けないんです。どれにウェイトをおくかは非常に難しいし、たとえば企画展などはものすごく素晴らしいものがある、それは本当に新しい取り組みなのだけれど、そこまで書いていったら、またまた何十ページにもなってしまうみたいなことになってしまいますので。

神戸次長 生涯学習そのものが、新しい事業もありますけれども、1年で達成感を得られるというのではなくて、継続が力になるということをまず考えていただいて、それで新しいものも当然取り組むこともありますけれども、ずっと引き続きやるものはやっていくということで、それは市民にアピールしていかなくてはいけないことだと思います。したがって去年もおととしも同じような言葉があっても、それはしかたがないのではないのでしょうか。

百瀬委員長 難しいものですね。

丸山部長 本当に難しいですね。理事者からも数値的な、見やすいもので示せと言われておりますが、これは非常にづらいところです。できるものもありますが、たとえば、啓蒙啓発については、事業は多いのですが、果たして市民の皆さんが啓発されたのかどうかを判断するのは非常に難しいところです。

村田委員 啓発事業の成果をどう見るかという問題ですよ。

藤村教育長 私は、それぞれ今までの従来のこれは、教育委員としては持っていたほうがいいと思うんです。これがあるからきっと中味がわかると思います。教育委員の皆さん方も、ただ体系だけ出されても中味がわからないですよ。基本方針と比べてみると、この項目はどういうことをやるのかなということが理解していただけるという意味では、これ（基本方針）はやっぱり必要だと思うのですよね。今議論したのは、例えば教育委員会が市民に対して、塩尻市の教育委員会はいったいどんな教育をしていくのか、そのことをわかってもらうには、こういうもの（施策体系）を示してあげれば、だいたいこんなことをやっているなということは、理解してもらえらると思うけれど、では実際塩尻市のやっている施策について、教育委員の皆さん方からいろいろご意見ご助言をいただくには、中味がわからないと、なかなかご助言をいただけないと思うので、この教育委員会には、こういう資

料（基本方針）を出すことが必要かと思うのです。ですから、先程、塩尻市教育センター活動の推進という部分の記述がよくわからないということについては、児童生徒の学習機会の提供という目的の中で、教育センターがどのような活動をしているかという観点から見ると、確かにちょっとわかりにくい。そういうところをわかりやすくするにはどういう記述にしたらよいか、というようなご指摘をいただくことに使ったらいいと思っています。ですから、ここに示したもの（基本方針）については、いろいろご意見があったら出していただくということ。また、ホームページで公開するのは、こういうような形（施策体系）でいいかなと思います。2本立てで。

百瀬委員長 市民向けにはこのスタイル（施策体系）で、ということですね。

藤村教育長 こんなところに少し重点を置きたいというようなのがわかるように。

百瀬委員長 これ（基本方針）はこれとして、合わない部分もあって事務局も大変でしょうが、作っていただければよいのではと思います。

藤村教育長 合わなくてもしかたがないと思います。

小林館長 議事の第1号は基本方針の決定なのですが、今のを聞いていると、どちらを基本方針として決定していくのか、少しわかりづらい。こちら（施策体系）を基本方針にするのであれば、こちら（基本方針）はそのための参考資料になればわかりやすいのですが、今おっしゃっているのは、どちらの方を基本方針として考えていけばいいのか、その辺が5月に決定されるにしても、わかりづらいと思います。

百瀬委員長 基本方針という言葉もなかなか難しい言葉ですので、私も、施策体系という言葉に代えてもいいのかなという気もしています。

村田委員 少し、いいですか。位置づけはよくわかってきたのですが、しつこいようですけど、例えば学校教育の中で、「1基本方針」となっていますが、あいまいだと思うのは、これが来年になっても言えるのではないかという話のところ。せめて平成19年度基本方針とか、平成19年度重点目標にしてほしいですね。精査してほしいです。下の事業計画の中はアクションプラン的に書いてあるので、つながりはあるのですが、この辺が非常にあいまいだと思います。本当に今年の方針なんですかというところがあると思います。それを受けるのが事業部の目標なのですよね。課の上にもっと要約されたものがあるはず。われわれがまず捉えたいのは事業部のレベルです。重点項目は何なのかということ。それがどちらかというフラットとは言えないんですが課レベルで書いてあるものからボリュームに押されて何も言えないというのが正直なところ。今年なのかどうなのかをまず明らかにしてほしいです。

百瀬委員長 事業部の目標というのは、報告にあったミッションの部分ですね。

村田委員 ミッションは未来永劫というか、10年後も変わらないと思うんですよ。今年は何をやるんですかというところに、課レベルのところはトップダウン型のものでボトムアップ型のものでうまくバランスを取られたものが書かれるはずなんです。ミッションの次のページに書いてある形、なるほどこれですね。このレベルで、今度は議論というか、われわれの意見としてお伝えすることができれば早いかなと思いますけれど。

いろいろな意見が出て、要約するのは難しいと思うのですが、委員長と事務局で、なんとか来月に向けて調整といいますか、お願いしたいと思います。

百瀬委員長 この会議の中では、なかなかまとまりきれないですからね。

丸山部長 体系は体系で良いと思います。あとは、今までの基本方針は参考資料ですね。施策体系のプランだよと。重点目標という表現がいいかどうかはわかりませんが、これは1

9年度にやること全部、やりたいことは全部盛り込んであります、どこの課も。全部取り込んであるアクションに対する説明だとすると、項目別の基本方針は、カットしてしまえばスッキリするのではないかと思います。部のミッションが大前提です。

村田委員 課の基本方針は、部のレベルでまとめてもらったほうがわかりやすいですね。

百瀬委員長 いくつも作っていただくのは大変ですので、これ（施策体系）は総合計画から抽出したのだから、もう少し手直しするのはできると思いますが、こちら（基本方針）のほうは、それぞれこども教育部と生涯学習部のミッションの部分が基本的な考え方ということでしょうね。これ（施策体系）を掲げて、あとそれぞれの部署のところでは、今回の基本方針を重点目標と位置づけて、全体では部のミッションのようなものを掲げるという、そういうスタイル。そのほうが良いと思います。

時間もだいぶ経ちましたので、今いろいろなご意見、事務局の皆さんからも発言がありましたので、それらを勘案して、また事務局で案を作ってください、5月の定例教育委員会の議案として早めに委員に配布できるように整えていただくということでしょうか。いろいろご意見や、修正をいただくことがたくさんあると思いますが、委員の皆さんからもメモでもいただければありがたいなと思います。そんなところで今日のところは打ち切らせていただきたいと思います。私も、事務局の皆さんと少し打合せをしておけばよかったのですが、まとまりきらずに申し訳ありません。

では、議事第2号に移りたいと思います。中間教室の充実についてということで、別紙の議案をいただいておりますので、事務局からお願いいたします。

議案第2号 中間教室の充実について

樋口次長 <資料に基づき説明>

- ・ 小学生の中間教室を開設したい。
- ・ 受入施設は大門児童館、受入日は月曜日から金曜日（祝祭日を除く。）受入時間は午前9時から午後1時で、5月14日月曜日から受け入れを開始していきたい。

百瀬委員長 ありがとうございます。この裏に、運営要領が付いているわけですね。

樋口次長 はい。下線の部分が新しく付け加えるところでして、平成5年にできました高ボッチ教室の要領では、中学生の生徒を対象ということでしたので、今回小中学生を対象にしていくということで、児童生徒と改正し、小学生は児童館に入ることです。

百瀬委員長 わかりました。質疑等ございましたら、お願いします。

村田委員 単純な呼称だけなのですが、中学生は「高ボッチ教室」と言っていたのですが、小学生は何か呼び方は変えるのですか。同じように高ボッチ教室と呼ぶわけですか。

事務局 はい、高ボッチ教室です。

百瀬委員長 高ボッチ教室の中で、中学生教室、小学生教室という呼び方になるわけですね。

赤羽部長 そのほうがすっきりすると思いますがどうですか。

藤村教育長 市の中間教室は、「高ボッチ教室」として定着しているから、中学も小学もそのほうが自然かな、と思います。

百瀬委員長 指導者等は現有勢力でということですね、体制的には。

樋口次長 はい、がんばっていきましょう。来年以降、予算的にお願いすることもあるかとは思いますが、今年度につきましては、この体制で実施します。

百瀬委員長 よろしいですか。それでは5月から小学生教室を開設するというで決定したいと思います。次第のその他に入ります。第1号塩尻市児童館運営委員会委員の推薦に

ついて。事務局からお願いします。

5 その他

その他 第1号 塩尻市児童館運営委員会委員の推薦について

小島課長 <資料に基づき説明>

- ・ 4月30日に教育委員から選任されている丸山代理が任期満了となるので、推薦をお願いしたい。

百瀬委員長 それでは、これは「その他」ですので議事ではないですね。どなたかから推薦していただきたいと思います。事務局からよろしいですか。

小島課長 それでは事務局からお願いします。会議は、通常年2回ということをお願いしています。現在丸山職務代理にお願いしておりますので、丸山代理もこのほかにいろいろお役目がありまして恐縮ですが、もしお願いできればぜひ引き続いてお願いできればと思います。

百瀬委員長 丸山職務代理に引き続いてということで事務局から推薦がございました。よろしゅうございますか。異議ありませんね。では、引き続いて職務代理にということでよろしくをお願いします。

次に、その他の2のこんにちは教育委員会について、お願い致します。

その他 第2号 こんにちは教育委員会について

青木係長 <資料に基づき説明>

- ・ 本年度は、小中学校各1校を予定しているが、昨年までの実績や検討事項もあるので、それを踏まえ本年度の実施方法等について今後、協議会等の中で検討をお願いしたい。

百瀬委員長 昨年度から課題になっている部門でありまして、協議会等でも意見交換はしてきているんですが、なかなかこういうやり方がいいかということが見えてこない部分があります。今年度も、引き続いて協議会等で検討していただかなければいけない問題ですが、今、この時点で特にご意見がございましたらお願いします。

岡本委員 平成16年からいろいろな学校で定例教育委員会を開いてきて、その学校の雰囲気を見たり、一緒に給食を食べたり、授業参観を見たり、そういったことはよかったと思います。ただ、そこで定例教育委員会という会議をこれだけの人数で開くということの意義があるのかということについては、少し疑問があります。結局そんなに傍聴に来られる方もありませんし、会議の後で地域の方とお話をしたりとか、学校関係者の方とお話したりする機会があつて、それも私はいいと思うのですが、一日の日程の中で、こういった定例教育委員会の会議もやり、授業参観もやり、いろいろなことをやるというのは大変ですので、定例教育委員会は切り離して、通常通りやってもいいと思います。それとは別の目的で、各学校に年に2~3回おじゃまして、その学校のいろいろな施設を見たり、学校関係者の方とお話を聞くのはいいと思いますが、定例教育委員会を含めて全部一日のひとつの流れの中でやるのはちょっと無理があるというか、第一には、会議に一般の方が傍聴に来られないということがあり、いまいち、外でやることの意義が私の中では見出せない部分があります。

村田委員 私もそういう意味ではどんどん学校に出て行きたいというか、肌で感じたい思いが非常に強いんですね。そういう意味で、今までの表現手段のひとつがこういう形だったと

思うんです。先ほど、行政組織の方で基本方針を立てられているということですので、われわれとしても、その辺のところを含めて検討させていただいてこれを継続するかどうか決めていったらどうでしょうか。また少しアレンジした形でやる方法もあるかと思います。

丸山代理 私も、地元の人とか、PTAの人は時間帯的に参加はなかなか難しいと思いますので、それよりも、できれば現場の先生方との実際の具体的な話をしてみたいとかねがね思っております。先生方のご都合もあるかと思いますが、時間帯が調整できるのであれば、そちらの方に重きを置いた会議をやっていただけたらいいと思っています。定例教育委員会の方は、確かに内容的にも、興味関心という点では、なかなか周知していただいたとしてもあまりご参加いただけなかったような気がします。いずれにしても、時間帯がお勤めの時間と重なれば、優先順位として多分お勤めのほうに行ってしまうと思いますので、せっかく学校で開催するのであれば先生方との関わりをもっと持てみたいと希望します。

百瀬委員長 今日は時間も押してきていますので、随時協議会等で意見を交換し合いながら、考えていきたいと思えます。その他、用意されている案件があれば、事務局から願います。

加藤課長 報告ということで願います。

羽多野係長 会議の途中で配らせていただきました、横長の毎回ご提出しています「生徒指導の資料」について願います。今回ご提示しましたのは、前回の3月の定例会終了後に報告のあった1件、及び以前からの継続中の事例につきましてこちらに提示してございます。

<資料に基づき説明>

- ・ 小学校の1件、4番については、保護者からの報告で発覚したもので、家庭教育室で臨床心理士等の相談を継続中である。
- ・ 中学校については、4番は昨年12月からの案件であるが、新学期からは通常に登校している。7番は新規であり、匿名の電話によるものであるが、学校の調査では事実確認ができなかった。いずれも状況観察を継続する。

百瀬委員長 ありがとうございます。何かお聞きしたいことがありますか？

丸山代理 小学校も中学校も、保護者が県に相談するという記載がありまして、これから話をする中で一番心配になっておりますのは、学校の中でのいろいろな問題について、学校と保護者との信頼関係が果たしてあるのかどうか。困っていることを学校に相談してもダメなんだという気持ちや、結果的に直接県に相談したり、匿名性の電話になったりするのではないかと。いじめがあるとかないとかではなくて、実際にどういう対応をするのかということが問題なのです。指導対応の経過という項目がありますけれども、いじめている側、いじめられている側双方について、いろいろ対処したことが結果的に解決に至らないこともたくさんあるでしょうし、もしかして学校側でも内部だけの解決が困難で困っているのではないかと気がいたします。前にも申しましたが、教育委員会で困ったことについてサポートしていく、そういう方向で塩尻市はやっていきたいと思いますけれども、現状はそうではないのかなと思うのですが、いかがですか。

樋口次長 私の方からご説明させていただきますけれども、4番の方の事例は、校長先生と学年主任の先生と当時の担任の先生で本当によくお話し合いをされながら家庭訪問も、いじめられているという訴えのあるご家庭に何回も家庭訪問をして、改善を試みてきていただいております。その中で、保護者がなかなか解決できないという焦りがありまして、焦り

から県に電話が行ったというのが実態です。県の方からこちらに電話が来たり、県にも電話が行きましたので、校長先生も第3者に入っていただくことが必要なのではないかとということで、家庭教育室のほうに相談がありまして、主だった方は3人なんですけれども、3人の保護者のほうには、私と教育相談員の先生が家庭にそれぞれ面接をさせていただいて、お子さんのことなので、親はちょっと見守っていてほしいということになっています。

学校の中でこれからクラス、学級経営を立て直してやっていくので見守っていてほしいと話をしまして、お子さんのほうにつきましては、臨床心理士が現在も定期的にカウンセリングをしています。これも、睨んだ、睨まれたという、従来私たちが考えると本当に些細なこと、という言い方はいけないんですが、そういうことが、ご本人にとってみれば心に傷を負って響いてしまっただけということなんですけれども、結局はそのお子さんに集中してカウンセリングに入っております。ですから友達関係をどうやって築いていくかという基本的な線が弱いのかなということも感じておりまして、学級の担任の先生も代わられましたけれども、お一人お一人のお子さんに全員面接をしたりして、学級経営の立て直しをして、いい関係に持って行きたいと努力なさっておりますし、校長先生、担任、臨床心理士と教育相談員と1週間に1回くらい学校に行って、今度はどういう手法でいきましょうというように、連携を取ってやっております。当初から学校は充分努力なさっていたのですが、内容が取った取られた、破いた破かれた、怪我をしたさせたということだと解決が早いのですが、仲間作りをどうしていくかということになるとどうしても解決が困難というか、どうしていったらいいかということがあって、長引いていた中で親が焦りを感じたということで、4の事例についてはそう思っております。

丸山代理 先週、本屋さんに行きましたら、クラス経営の基本とか、そういう専門書が書店に並んでいてびっくりしました。つまり、「2年生のクラスをまとめていくためには」とか、そういう本です。一般のわれわれが買うのではなくて、実際に指導している先生方が買う本が、一般の書店に売っているのだから、そこが心配で、さっきも言いましたが、教育センターがあるのならば、先生への支援という部分を重点にさせていただきたいのです。先生が、クラス経営に困っているのではないのかなということが考えられるので。塩尻市内の書店にあるわけですから、たぶん売れないものは置いていない、売れるから置いてあると思う。そんなことは前にはなかった気がします。この本を読まないでクラス経営が不安なのだなということが、塩尻市内ではないということをお願いいたしますけれど、あるとすれば、その支援をしていかないと教育委員会としてはまずいのではないかと思います。学級崩壊など事例としてあがってくるときに、いつもそう思っていましたので。学校で、いけないと気づくタイミングもたぶん遅いと思います。また、家庭教育室に相談に来るのも、問題が起きてから校長先生から話があるという、その連絡の方法自体が解決に至らない要因でもあるのかなと思います。長引けば長引くほどよくないので、ぜひ、教育センターの機能を活かしていただきたいと思います。

藤村教育長 今の問題も、昔は学校の先生方の中で、先輩の先生を見習って、あるいは先輩が指導したりする中で、学級経営ももちろん、学習指導もそうですけれども、力をつけていました。今は、そういう時間もなかなか取れないし、若い先生とベテランの先生の交流もあまりないようです。昔は、車社会ではない時代は一日が終わると仲間と飲みに行くとか、そういう人間関係を作っていく中で若い先生も育っていった部分があったけれども、今は同僚性という言葉がありますが、お互いに教えあったり助け合うということが非常に少なくなってきたということもあります。現状は、なんとかしてやらなくてはいいな

いということで、校長会の時にもお願いしてお話してきているのですが、そういう方向が非常に大事だなというのは常に感じていますので、またさらに話をしていきたいと思っています。

百瀬委員長 ありがとうございました。また校長会でご指導をお願いします。もうひとつありますか。

藤村教育長 最後に1枚プリントを配らせていただきましたが、先ほど報告がありまして、広丘小学校の給食調理器具のアルミのお玉ですか、それが機械に巻き込まれて割れたということですが、破片は全部拾ったということで、そのまま給食に出してしまいました。しかし、2名、2年生と6年生の児童から金属片が混入されていたという訴えがあったということで、その対応について係の方からお話をさせていただきます。

加藤課長 残念な報告でございますけれど、このような混入についてということで、経過でございますけれども、金属片が入っていたと担任に報告があったということでございます。その対応について広丘小学校において本日PTAの総会をやっており、保護者が来校していたということでございます。通常は250名のところ、全校約700名の給食ということですので、兄弟の方含めても、ほぼ3分の2くらいがお越しになっていたと思います。ということでPTAのクラスPTAの席上で担任のほうから、この裏面に校長さんの文章がございますが、これをもって口頭説明をしながら文書を差し上げたということでございます。それと同時に本日お見えになっていない父兄の皆さんには、本日中に各担任からご連絡して、文書については5月1日休み明けに配布するというので、今対応させていただいたところです。今後の対応方法、事故の未然防止という部分については、今後栄養士、調理士の皆さんに集まっていたきながら、安全管理マニュアル等々、再度確認しながら模擬訓練のように、こういうふうにはいけないという部分を含めて対応していかなくてはならないと考えており、近日中に、栄養士とも相談しながら週明け、または連休明けにはなんらかの対応をできるようにしたいと思っていますのでよろしくをお願いします。

百瀬委員長 これについては何かありますか。よろしいですか。

今チャイムが鳴りました。最後に1件。追加資料1というのがあって、これは私が事務局にお願いしたのですが、少しでも説明をさせていただきます。一番裏に、「安倍内閣成立以後の教育改革の動向」ということで、私が新聞あるいはインターネット等で得た情報をまとめてみたものがあります。ゴシックになっているところが、国の法律の関係、国の動き、教育再生会議、中教審、国会の動きです。その間にも、いろいろな教育関係機関とか、規制改革会議とか、いろいろな立場、全国の知事会、市長会とか、地方六団体等がさまざまな要望を出したり、意見表明をしたりした経過があって、一番下から4行目、3月10日に中教審の答申が出まして、一番表の別紙資料と書いてあります、文部科学省の表題のついている1、2ページの表裏、これが中教審の答申ですので、ご覧頂いているかとは思いますが、委員の皆さんには情報提供ということで、部課長さん方にもぜひお読みいただきたいと思っております。

裏に戻りまして、3月30日に中教審の答申をもとに教育改革3法案というのが国会に出しましたが、その資料については、3ページ目からがその概要です。これは文科省のホームページからでありますけれども、学校教育法等の一部を改正する法律、4ページ目が地方教育行政の組織運営に関する法律改正の概要。5、6ページには、その地方教育行政の組織運営の、つまりこれは教育委員会制度に関わる部分ですので、その法律案要綱をつけてあります。7ページは、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律と

ということで、実際には教育3法でなくて、4法出ていますが、一般的にマスコミ等でも、3法案と言っています。4月20日から衆議院の特別委員会で法案の審議が始まっているということですが、5、6ページのところに法律案要綱というのを見ていただきますと、教育委員会というのはこんなふうになるんだなということがわかると思いますので、ぜひまたお読みいただきたいと思います。教育委員についても、もっと自覚して仕事をしなさいとか、研修をきちんと受けなさいとか、そんな内容のものも案の中に入っていますので。時間がないところを申し訳ないですが、資料提供ということです。

それでは委員のみなさん、よろしいですか。それではあとの会もあるようですので。

丸山部長 ちょっとすみません。スポーツ振興課長が入院しておりまして、3月に手術したあと、3月の終わりに高熱が出て入院したとのことで、高熱の原因がわからなくて、10日ほどの中で発疹が出てきたので、水疱瘡ではないかというので抗体を取ったりしたけれど、子どものときに抗体ができていたので水疱瘡ではなかったようです。発疹の原因が分からない中で、2日ほど入院したのですが、病院を変えて今、諏訪の病院で薬を変えて治療をしています。もしそれで治まれば連休明けくらいには、出てこられるかなという状況です。長引いているものですからご報告だけさせていただきました。今の体制は、スポーツの関係は春の大会が多いものですから、神戸次長が今、スポーツ振興課長の席に座って進めていますので、よろしくをお願いします。

百瀬委員長 わかりました。長時間に渡りましたが、以上で4月の定例教育委員会を終わりにしたいと思います。ご苦労様でした。

午後5時20分に閉会する。

以上

平成19年6月26日

署 名

委 員 長 百 瀬 哲 夫

同職務代理者 丸 山 典 子

委 員 岡 本 た ま

委 員 村 田 茂 之

教 育 長 藤 村 徹

記 録 職 員 教 育 総 務 課
教育企画係長 青 木 実
